

まちづくり基本条例推進委員会の運営について

1. 会議の公開について

まちづくり基本条例推進委員会の会議は、公開で行います。

ただし、推進委員会の運営に支障が生じる場合は、会長は推進委員会に諮って会議を非公開とすることができるものとします。

2. 会議の記録について

まちづくり基本条例推進委員会の会議の記録は、会議の要点を記した議事概要を作成し、委員の皆さんに確認いただいたのち、ホームページ等で公開します。その際、発言者の氏名については、非公開とします。

ただし、次の場合は発言者の氏名を公開します。

- ・ 情報公開の請求があった場合
(会議を非公開とした内容については除きます。)
- ・ 事前に委員の承認を得ている場合

3. 傍聴人の発言について

会議の進行役は、傍聴人の意見を聴くことが適当であると認めた場合は、会議に参加している委員に諮って、傍聴人に発言を求めることができるものとします。

傍聴人は、発言の際には1つのテーマで、1分以内で意見を述べるものとします。

4. 会議のルールについて

会議は、次のルールに従って運営します。

- (1) 会議の進行に関しては、進行役に任せましょう。
- (2) 個人攻撃や非難をしないようにしましょう。
- (3) 氏名を名乗ってから発言しましょう。
- (4) 1つの発言は1分以内にしましょう。
- (5) みんな対等の立場でお話ししましょう。
- (6) 肩書きに期待した発言はやめましょう。